

## 2 出産したら(乳幼児期～)

### 2-1 出生届

▽問合せ 町民生活課(電話 299-1754)

14日以内(生まれた日を含む)に、町民生活課へ届出してください。父母の本籍地、届出人の所在地、子の出生地(病院の所在地)の役場、役所でも届出できます。

届出地が住所地と異なる場合や休日に届出を行った場合は、後日出生に関連した手続きが必要になります。

#### 【届出に必要なもの】

- ・出生届(右側に医師証明があるもの)
- ・母子健康手帳
- ・国民健康保険証(加入している方のみ)

#### 【関連した手続き】

##### ①健康保険への届出

- ・川島町国民健康保険に加入するとき →健康福祉課 国保・年金グループ(電話299-1756)へ
- ・川島町国民健康保険以外の健康保険に加入するとき →勤務先へ

##### ②児童手当の認定手続き(P14) →子育て支援課へ

##### ③子育て支援医療費の登録手続き(P15) →子育て支援課へ

##### ④出生連絡票の提出 →子育て支援課へ

### 2-2 予防接種

▽問合せ 子育て支援課(電話 299-1765)

予防接種は、一人ひとりが健康状態の良いときに接種できるよう、取扱医療機関で個別に行っています。出生届の手続き時に子育て支援課で「予防接種ノート(接種時に使用する問診票の綴り)」をお渡します。

取扱医療機関・詳しい接種方法については、お問い合わせください。

## 《かわみん子育て応援ナビ》

お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動作成できます。ぜひご利用ください。詳細はP9をご確認ください。

### 《定期予防接種》

予防接種の種類	対象月年齢	標準的な接種開始月年齢・接種回数・方法
ロタウイルスワクチン	生後6週～ 32週未満 ※ワクチンの種類により対象月年齢が異なります。	1価ワクチン :生後6週～24週までに2回接種 5価ワクチン :生後6週～32週までに3回接種 いずれかのワクチンを接種。
B型肝炎ワクチン	1歳未満	生後2か月～生後9か月未満までに3回接種 1回目～2回目の接種間隔は、27日以上あけて接種 3回目は、1回目の接種から139日以上あけて接種
ヒブワクチン	生後2か月～ 5歳未満	【第1期初回】 生後2か月～7か月未満 3回接種 【第1期追加】 第1期初回3回目の接種終了後、7か月～13か月以内に1回接種 ※接種開始月年齢によって接種回数が異なります。
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月～ 5歳未満	【第1期初回】 生後2か月～7か月未満 3回接種 【第1期追加】 第1期初回3回目の接種終了後、60日以上あけて1歳後に1回接種 ※接種開始月年齢によって接種回数が異なります。
四種混合ワクチン (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	生後2か月～ 7歳6か月未満	【第1期初回】 生後2か月～12か月 3回接種 【第1期追加】 第1期初回3回目の接種終了から1年後 1回接種
不活化ポリオワクチン	生後2か月～ 7歳6か月未満	※接種対象者は今までに不活化ポリオワクチンを受けたお子さんのみです。
BCG ワクチン	1歳未満	生後5か月～8か月未満 1回接種

予防接種名	対象月年齢	標準的な接種開始月年齢・接種回数・方法
水痘ワクチン	満1歳～ 3歳未満	【1回目】 生後12か月～15か月に達するまで 【2回目】 1回目の接種終了後、6か月～12か月の間に1回接種
麻しん(はしか)・風しん混合 ワクチン【第1期】	満1歳～ 2歳未満	【第1期】 生後12か月～24か月に達するまでに1回接種
麻しん(はしか)・風しん混合 ワクチン【第2期】	満5歳～ 7歳未満	【第2期】 就学前の1年間(年度内に6歳になるお子さん)
日本脳炎ワクチン【第1期】	生後6か月～ 7歳6か月未 満	【第1期初回】 3歳～4歳 2回接種 【第1期追加】 第1期初回2回目の接種終了から6か月以上あけて1回 接種
日本脳炎ワクチン【第2期】	9歳～ 13歳未満	【第2期】 第1期が完了している方 1回接種
日本脳炎ワクチン【特例】		・平成17年度から平成21年度にかけて接種の積極的勧奨の差し控えに より、予防接種を受ける機会を逃した方 ・第1期初回(2回接種)及び第1期追加(1回接種)、第2期(1回接種)を受 けていない方 ・平成19年4月1日までに生まれた方で20歳未満の方
二種混合ワクチン (ジフテリア・破傷風)	11歳～ 13歳未満	小学校6年生 1回接種
子宮頸がん予防ワクチン	小学校6年生 ～高校1年生 の女子	中学校1年生 3回接種

#### 《任意予防接種》

予防接種名	対象月年齢	標準的な接種開始月年齢・接種回数・方法
おたふくかぜワクチン	満1歳～ 2歳未満	生後12か月～24か月に達するまでに1回接種
	満5歳～7歳 未満で就学前	就学前の1年間に1回接種

※対象者それぞれ1回分の接種費用を助成します。対象者には、個別通知します。

## ≪法定外予防接種≫

町では、予防接種法が定める期間内に接種できなかったお子さんを対象に、公費で定期予防接種を受けることができる独自の措置を行っています。

### 【対象者】

次のいずれにも該当するお子さん

- ・法定外予防接種を受ける日に、川島町に居住しているお子さん
- ・やむを得ない事情により、法で定められている期間内に接種できなかったお子さん
- ・法で定められている対象年齢から外れて1年以内のお子さん

※接種期間等についてはP7・8をご確認ください。

### 【対象となる予防接種】

B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、二種混合、BCG、水痘、麻しん(はしか)・風しん混合、麻しん(はしか)、風しん、日本脳炎、子宮頸がん

### 【接種を受けるには】

- ①接種前に、子育て支援課での手続きが必要です。母子健康手帳をお持ちください。
- ②手続きから1～2週間ほどで、子育て支援課から法定外予防接種実施依頼書、予診票を交付します。
- ③医療機関へ法定外予防接種実施依頼書、予診票、母子健康手帳をお持ちになって、予防接種を受けてください。

## 2-3 かわみん子育て応援ナビ（子育て支援アプリ）

▽問合せ 子育て支援課(電話 299-1765)

「かわみん子育て応援ナビ」は子どもの予防接種スケジュールを自動で作成したり、町の子育て情報を提供したりするサービスです。

### 【主な機能】

- ・お子さんの予防接種AIスケジューラー  
：お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動作成し、予防接種日が近づくとメールでお知らせします。予防接種予診票の再発行の依頼もできます。
- ・医療機関の検索機能
- ・子育て情報のお知らせ(子どもの健診、保育園、幼稚園、保育サービス、イベント情報等)
- ・離乳食アレルギーチェック
- ・相談のオンライン予約
- ・大人の健診、講座のお知らせ

### 【費用】

登録料、利用料は無料です。

※ただし、通信料は利用者負担です。

### 【登録方法】

スマートフォン、携帯電話から右の二次元バーコードを読み込んでください。

お子さんの生年月日、ニックネーム等を登録します。

※個人が特定されるような情報の入力はありません。



## 2-4 新生児訪問

▽問合せ 子育て支援課(電話 299-1765)

生後4か月までの全世帯の赤ちゃんとお母さんを対象に、助産師や保健師が訪問し、産後の健康や育児などの相談をお受けします。

### 【対象者】

生後4か月までのお子さんがある全世帯

### 【費用】

無料

### 【方法】

助産師(または保健師)が電話で日程調整後、訪問します。

※必ず、身分証明書を携帯しています。

## 2-5 すくすく子育て応援ギフト(出生分)

▽問合せ 子育て支援課(電話 299-1765)

出産・子育てにかかる経済的負担の軽減のため、新生児訪問での面談後にすくすく子育て応援ギフトを支給します。

### 【対象者】

養育者

### 【支給額】

お子さん1人に対し 50,000 円(口座振込)

※双子の場合は100,000 円

## 2-6 新生児聴覚検査費用の助成

▽問合せ 子育て支援課(電話 299-1765)

赤ちゃんの聴覚に問題がないかを早期に確認する検査です。

母子健康手帳交付時にお渡しする助成券(新生児聴覚スクリーニング検査助成券)により、検査費用の一部助成が受けられます。助成券が使用できない場合のみ、手続きが必要です。

### 【対象となる検査と助成金額】

生後2か月まで(※)に受けた、次の検査

※特別な事情がある場合は生後6か月まで

名称	助成金額
自動聴性脳幹反応検査(AABR)	1回 5,000円まで
耳音響放射検査(OAE)	1回 3,000円まで

### 【手続きに必要なもの】

- ①領収書
- ②母子健康手帳
- ③振込先の口座を確認できるもの(預金通帳のコピーなど)

## 2-7 産婦健診費用の助成

▽問合せ 子育て支援課(電話 299-1765)

母子健康手帳交付時にお渡しする助成券(産婦健診助成券)により、出産後に医療機関で行うお母さんの1か月健診費用の一部助成が受けられます。助成券が使用できない場合のみ、手続きが必要です。

### 【助成金額】

母親の産後1か月健診費用を1回5,000円まで助成

※母親の産後1か月健診費用が5,000円未満の場合

5,000円から対象費用を引いた金額を、子の1か月健診費用として、計5,000円までの助成が受けられます。

### 【手続きに必要なもの】

- ①領収書
- ②母子健康手帳
- ③振込先の口座を確認できるもの(預金通帳のコピーなど)

## 2-8 乳幼児健康診査

▽問合せ 子育て支援課(電話 299-1765)

それぞれの発達段階における、身体発育や精神発達の総合的健診です。対象者には個別で通知します。

名称	内容
4か月児健診	身体計測・内科診察・育児相談・離乳食相談・ブックスタート
1歳6か月児健診	身体計測・内科診察・歯科診察・歯科保健相談・育児相談・ 耳の検査(アンケート方式)
2歳児健診	身体計測・内科診察・歯科診察・フッ素塗布・歯科保健相談・育児相談
3歳児健診	身体計測・内科診察・歯科診察・育児相談・屈折検査・ 耳と目の検査(アンケート方式)・尿検査

### 【受付時間】

午後1時10分～午後2時

### 【会場】

川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」(住所:畑中 348、電話:297-1064)

## 2-9 子育て支援用品支給事業

▽問合せ 子育て支援課(電話 299-1765)

子育て世帯を支援するために、紙おむつや離乳食などの子育て支援用品を最大20,000円分を支給します。対象者には個別にご案内します。

### 【対象者】

4月1日時点で川島町に居住する、0歳から2歳までの児童を養育する同居保護者

### 【支給を受けるには】

- ①申請書の子育て支援課に提出してください(昨年度制度を利用した方は不要)。
- ②決定通知書が届きます。
- ③通知書同封のカタログから子育て支援用品を選んで注文してください。  
※1回につき10,000円までご注文できます。年度内に2回まで注文できます。
- ④後日、ご自宅に支援用品が届きます。

## 2-10 コバトンベビーギフト (県事業)

▽問合せ 子育て支援課(電話 299-1765)

令和5年4月1日以降に生まれたお子さんがいる県内在住のご家庭に対して、コバトンベビーギフトをお贈りします。ギフトの配布を希望される場合は、県への申込みが必要です。対象者には個別でご案内しています。県のホームページはこちらです。





## 2-11 手当や医療費など

▽問合せ 子育て支援課(電話 299-1765)

### 《児童手当》

中学校を卒業するまでの児童を養育している方に支給される手当です。所得制限があります。

#### 【支給額】

児童の年齢		手当月額
3歳未満		15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子、第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

#### 【支給月】

6月、10月、2月に前月分までを支給。

#### 【手当を受けるには】

お子さんが生まれた日、川島町に転入した日などから15日以内に町に申請してください。養育者の健康保険証、振込先の口座(養育者名義)を確認できるもの(預金通帳のコピーなど)等が必要です。

※申請が遅れると、手当を受給できない期間が発生しますので、ご注意ください。

※養育者が公務員の場合は勤務先に申請をしてください。

### 《未熟児養育医療費》

未熟児(出生体重2,000グラム以下、または医師が入院を必要と認めた乳児)が指定医療機関に入院した場合、満1歳の誕生日の前日まで医療費の保険適用分を公費で負担します。

出生後2週間以内に必要書類を添えて子育て支援課に申請してください。申請後、「養育医療券」が交付されますので、医療機関へ提出してください。

## 《子育て支援医療費》

お子さんが医療機関等でかかった医療費(保険診療分の一部負担金)を助成します。

### 【対象】

医療保険に加入している、高校卒業まで(満18歳になる年の年度末まで)の児童

※自身が被保険者等になっているお子さんは対象外です。

### 【助成方法】

#### ① 埼玉県内の医療機関で受診した場合

一部例外を除き、医療機関窓口での支払いはありません。(保険外・自費分を除く)

保険証と受給資格証を必ず窓口へ提示してください。提示できない場合は②と同様になります。

#### ② 窓口払い不要対象でない医療機関を受診した場合(※)

医療機関の窓口での支払いを行った後、助成の申請をしてください。申請書とあわせて、お支払いをしたことの証明書(医療機関等の証明もしくは領収書の原本)をご提出いただく必要があります。申請後、ご登録のある口座に助成対象となる医療費を振り込みます。

※下記の場合は窓口での支払いが必要となります。事前に医療機関へご確認ください。

- ・県内の窓口払い不要に対応していない医療機関を受診した場合
- ・県外の医療機関を受診した場合
- ・柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師などの施術を受けた場合
- ・医療機関あたり1か月の支払いが、入院・通院別で保険適用部分が21,000円を超える場合
- ・コルセットなどの治療用装具を作成した場合 など

## 2-12 障がいがあるお子さんへの支援

### 《特別児童扶養手当》

▽問合せ 子育て支援課(電話 299-1765)

障がいがある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。所得制限があります。

### 【支給額】

手当額は障がいの状態によって異なります。 ※令和5年4月時点の金額です。

1級(重度)	月額53,700円
2級(中度)	月額35,760円

**【支給月】**

4月、8月、11月に4か月分を支給。

**《障害児福祉手当》**

▽問合せ 健康福祉課 福祉グループ(電話 299-1756)

重度の障がいがある、日常生活で常時の介護が必要な在宅の20歳未満の方に支給される手当です。所得制限があります。

**【支給額】**

月額15,220円 ※令和5年4月時点の金額です。

**【支給月】**

2月、5月、8月、11月に3か月分を支給。

**《在宅重度心身障害者手当》**

▽問合せ 健康福祉課 福祉グループ(電話 299-1756)

重度の障がいがある、在宅で生活されている住民税非課税の方に支給される手当です。

**【対象】**

- ・身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
- ・療育手帳マルA、Aの交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

**【支給額】**

20歳未満の要常時介護者	月額20,000円
20歳未満	月額10,000円
上記以外の者	月額 5,000円

**【支給方法】**

9月、3月に6か月分を支給。

## 《重度心身障害者医療費》

▽問合せ 健康福祉課 福祉グループ(電話 299-1756)

重度心身障害者が医療機関等でかかった医療費(保険診療分の一部負担金)を助成します。所得制限があります。

### 【対象】

- ・身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている方
- ・療育手帳マルA、A、Bの交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

### 【助成方法】

#### ① 埼玉県内の医療機関で受診した場合

一部例外を除き、医療機関窓口での支払いはありません。(保険外・自費分を除く)

保険証と受給資格証を必ず窓口へ提示してください。提示できない場合は②と同様になります。

#### ② 窓口払い不要対象でない医療機関を受診した場合(※)

医療機関の窓口での支払いを行った後、助成の申請をしてください。申請書とあわせて、お支払いをしたことの証明書(医療機関等の証明もしくは領収書の原本)をご提出いただく必要があります。申請後、ご登録のある口座に助成対象となる医療費を振り込みます。

※下記の場合は窓口での支払いが必要となります。事前に医療機関へご確認ください。

- ・県内の窓口払い不要に対応していない医療機関を受診した場合
- ・県外の医療機関を受診した場合
- ・柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師などの施術を受けた場合
- ・医療機関あたり1か月の支払いが、入院・通院別で保険適用部分が21,000円を超える場合
- ・コルセットなどの治療用装具を作成した場合 など

## 2-13 ひとり親家庭への支援

▽問合せ 子育て支援課(電話 299-1765)

### 《児童扶養手当》

ひとり親家庭などの自立と生活安定のための手当です。下記の要件に該当する、満18歳の年度末(一定の障がいがある場合は20歳未満)までの児童を養育している方に支給されます。所得制限があります。

### 【要件】

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に一定の障がいがある児童 など

### 【支給額】

手当額が所得や子どもの人数等によって異なります。 ※令和5年4月時点の金額です。

全部支給	月額44,140円
一部支給	月額10,410円～44,130円

### 【支給月】

奇数月に前月分までを支給。

### 《ひとり親家庭等の医療費》

下記の要件に該当する、満18歳の年度末(一定の障がいがある場合は20歳未満)までの児童や児童を養育している方が医療機関等でかかった医療費(保険診療分の一部負担金)を助成します。所得制限があります。

### 【要件】

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に一定の障がいがある児童 など

※自身が被保険者等になっているお子さんは対象外です。

### 【助成方法】

#### ① 埼玉県内の医療機関で受診した場合

一部例外を除き、医療機関窓口での支払いはありません。(保険外・自費分を除く)

保険証と受給資格証を必ず窓口へ提示してください。提示できない場合は②と同様になります。

#### ② 窓口払い不要対象でない医療機関を受診した場合(※)

医療機関の窓口での支払いを行った後、助成の申請をしてください。申請書とあわせて、お支払いをしたことの証明書(医療機関等の証明もしくは領収書の原本)をご提出いただく必要があります。申請後、ご登録のある口座に助成対象となる医療費を振り込みます。

※下記の場合は窓口での支払いが必要となります。事前に医療機関へご確認ください。

- ・県内の窓口払い不要に対応していない医療機関を受診した場合
- ・県外の医療機関を受診した場合
- ・柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師などの施術を受けた場合
- ・医療機関あたり1か月の支払いが、入院・通院別で保険適用部分が21,000円を超える場合
- ・コルセットなどの治療用装具を作成した場合 など

### 《JR定期乗車券の割引制度》

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方は、JR通勤用定期乗車券を購入する際に、30パーセントの割引を受けられます。ただし、他の割引(学割等)との併用はできません。

#### 【割引を受けるには】

事前に子育て支援課で「特定者資格証明書」と「特定者定期乗車券購入証明」の発行を受けてから、購入時にJRの窓口で提示してください。

### 《その他》

ひとり親家庭への県からの支援は、県ホームページをご確認ください。

